

保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件（平成十七年金融庁告示第四十九号）の一部を改正する件の概要

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」における保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。